

# 令和3年度 所管事務調査報告書

令和3年7月30日

湯沢市議会議長 柏原久寿様

教育民生常任委員長 沓澤正雄  
(公印省略)

令和3年度所管事務調査について、次のとおり報告します。

## 記

調査課題	令和3年7月8日に実施した議会報告会(第2班)におけるテーマ「稲川地域統合小学校「稲川小学校」について」の意見交換の際、小学校統合に係る準備等のうち、特に児童の通学方法及び通学路の決定に関しては市議会としての対応を要望されたことから、教育民生常任委員会において関連する事項の進捗状況などを把握するため、所管事務調査を行った。		
調査期間	令和3年7月30日(金) 午後1時30分から午後2時40分		
調査内容	月日	調査事項	調査箇所
	7月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・スクールバスの乗車基準について</li><li>・新稲川小学校までの通学路や通学方法の検討状況について</li><li>・予定される通学路の危険個所の把握と対応について</li></ul>	会議室44にて 担当者と質疑 応答
出席者	○教育民生常任委員会【5人】 委員長：沓澤正雄、副委員長：兼子正寛、委員：大山豪、高橋達、高橋克己 書記：鹿角将良、鶴沼明日美 ○市(当局)【6人】 教育部長：佐藤 司、教育総務課長：高橋 一、学校教育課長：寺田玲子、 総務班長：佐藤邦彦、学事班長：畠山和子、学事班主幹：伊藤恵美		

## 教育民生常任委員会 所管事務調査要旨

日 時 : 令和3年7月30日(金) 午後1時30分から午後2時40分

場 所 : 湯沢市役所4階会議室44

調査事項 : ・スクールバスの乗車基準について  
・新稲川小学校までの通学路や通学方法の検討状況について  
・予定される通学路の危険個所の把握と対応について

## ◆調査事項について

## ◎調査の目的・趣旨

令和3年7月8日に実施した議会報告会(第2班)におけるテーマ「稲川地域統合小学校「稲川小学校」について」の意見交換の際、小学校統合に係る準備等のうち、特に児童の通学方法や通学路の安全確保に関しては市議会として対応を要望されたことから、通学方法や通学路の検討状況や危険箇所の把握と対応など、現状を確認するために教育民生常任委員会として所管事務調査を実施した。調査に当たっては、事前に調査事項に関する質問事項を教育委員会に送付し、回答を求めたうえで質疑応答を行った。

## ◎質問事項に対する回答

## ・スクールバスの乗車基準について

① 夏は4キロメートル、冬は2キロメートルのルール of 根拠となるものは何か。

⇒ スクールバスは、学校統合に伴い通学距離が長くなるなど、通学に困難な状況が発生し、支援が必要と判断した対象地区に対し、通学支援策として運行している。この対象地区の判断において、文部科学省での調査研究の結果や、利用するスクールバスの国の補助制度を参考に、市では、小学校の場合、通学距離が4km以上となる地域を対象としている。また、降雪等により道路事情が厳しくなる冬期間は、こうした状況等を考慮して通学距離が2km以上を対象としている。

② 本市の小学校全てにおいて、現状はどうなっているか。

⇒ 各小学校のバス乗車基準は、次のとおり。

湯沢東小、湯沢西小、雄勝小、皆瀬小⇒ 夏4km以上、冬2km以上

(山田小、稲庭小、三梨小、川連小、駒形小⇒ スクールバス運行なし)

③ ルールが適用されていないケースがある場合、その理由は何か。

⇒ 地域の個別事情に配慮しながら判断しており、主な理由としては、一つの行政区内で4km以上と4km未満の場所に区切られるとき、当該行政区全体の児童を

乗車対象とする場合。道路の幅員等の関係からバスの進入が不可能なため、4 km未満の場所に乗降車場所を設けたとき、乗降車場所周辺の児童を乗車対象とする場合。敷地等の関係から、4 km未満の場所でなければバスの回転場所を設けられないとき、回転場所周辺の児童を乗車対象とする場合。通学路が徒歩で通学するには危険であると教育委員会が判断した場合。例として、交通量が非常に多い場所での低学年のみでの道路横断、冬期間の極端な道路幅の狭小、熊の出没など。

#### ・新稲川小学校までの通学方法や通学路の検討状況について

- ① どのようなプロセスとスケジュールにより通学方法や通学路が決定されるのか。  
⇒ 通学路は、学校保健安全法第27条の規定に基づき、学校や保護者、地域の交通安全関係者などで連携し、現地調査等に基づいて学校長が決定する。稲川小学校は令和4年度開校で現在は校長が不在のため、その役割を稲川地域統合小学校準備会（以下「準備会」という。）が担い、通学検討部会等の協議検討の中から準備会で確認し、定めていく流れとしている。通学方法については、通学支援の必要があると認めたときは、市教育委員会で基準に基づいたスクールバス乗車基本案を示し、基準を超えた通学支援が必要なときは、通学検討部会で協議検討を行い、準備会での確認を経て市教育委員会へ要望する。教育委員会では、要望事項に対する現地調査や協議等を行い、要望事項に対する回答をして、決定していくという流れになっている。

#### 統合準備会・通学検討部会の構成について

##### 【統合小学校準備会】23名

- ・委員（各小学校校長・教頭・P T A代表2名 計16名）
- ・事務局（教育委員会事務局教育総務課4名、学校教育課3名 計7名）

##### 【専門部会（通学検討部会）】20名

- ・部会長（駒形小校長）
- ・委員（各校教頭・生徒指導・P T A代表2名 計16名）
- ・教育委員会担当（学校教育課3名）

- ② 統合準備会や専門部会においてこれまでに協議されてきた内容と過程、今後の予定は。  
⇒ 令和2年2月12日に統合準備会を設置したのち、統合準備会を9回開催、通学検討部会を4回開催した。令和3年7月2日に「稲川地域統合小学校の通学環境について（要望）」を統合準備会が教育委員会へ提出し、令和3年7月16日

には教育委員会から要望事項に対しての回答を送付している。今後の予定は、通学路検討会で夏季運行路の試乗などを行い、令和3年10月には運行経路を決定して統合準備会へ提示することとしており、その後、年内に各校の2学期末PTAで周知・承認を得る流れとなる。

- ③ これまでの協議の中で決定した事項はあるか。(スクールバス対象の行政区、乗降車場所、スクールバスの運行ルート、徒歩通学の児童の通学ルートなど)
- ⇒ スクールバス対象の行政区、乗降車場所、運行ルートについては、現在通学検討部会において協議中であり、現時点で決定した事項はない。徒歩通学の通学ルートは学校長が決定するが、バスの乗車対象の協議と並行して、生徒指導研究部会でも想定される通学路の危険個所の確認をしている。

#### ・ 予定される通学路の危険個所の把握と対応について

- ① 安心安全な通学の確保に関して、保護者や地域住民と協議する機会はあるか。
- ⇒ 各校で保護者や地域の交通安全関係者との協議等で危険箇所や要望を吸い上げながら、4校の学校職員と保護者代表による通学検討部会や統合準備会で協議を重ねている。今後も協議を重ね、バスの乗車区域、徒歩区域が決まり次第、通学路について生徒指導部会や通学検討部会で検討し決定していく予定である。
- ② 危険個所の解消に向けた対応策は。
- ⇒ 各校から提出された危険箇所について、令和3年7月27日に国、県、市の各道路管理者及び警察等の関係機関で合同点検を行って現地調査をしており、道路管理者及び関係機関が点検結果を持ち帰って解消に向けた対策を検討していくこととしている。
- ③ 開校までに危険個所を解消することは可能か。
- ⇒ 危険箇所の解消に向けて、各道路管理者及び関係機関で対策を検討していくことにしているが、時間と予算を要するものもあり、全てを解消できるとは言い切れない。開校までに、危険箇所の解消ができない箇所は、安心安全な登下校ができるよう、危険箇所について保護者や見守り隊等に情報提供し、これまでどおり保護者や地域の見守り隊等の協力をお願いするとともに、児童への安全指導を行っていく。
- ④ 7月9日に文部科学省文書(3教参学第8号)による通学路における合同点検の実施について、湯沢市教育委員会の対応予定は。
- ⇒ 通学路の安全点検については、文部科学省から示された観点も含め6月に実施済みであり、その際に把握された危険箇所については学校から教育委員会に報告がなされているため、改めて合同点検を実施する予定はない。

## ◎議員間討議

担当課との質疑応答終了後、課題事項についての議員間討議を行った。主な意見の内容については以下の通り。

- 通学路の安全を確保できない場合にどういった対応をするのか。対応の方法について具体的に示されていない。保護者や支援団体に全部任せっきりにしているのではないか。
- 学校で危険箇所マップを作成し、児童や保護者へ周知しているとのことだが、地域住民にも周知し、地域全体で危険箇所を認識して、それぞれが気を付けるような体制づくりをしてもらう必要がある。
- 当局で要望に対してある程度対応していただいているということを今回の所管事務調査で把握することができたと思う。
- 朝の登校に関しては支援団体や見守り隊が対応しているが、下校時は帰る時間がバラバラなので対応できないのではないか。
- 完全に安全な場所は存在しない。自分のことは自分で守るということを見学・生徒に教える必要がある。
- 通学方法や通学路の決定時期が遅く、開校までに安全対策を講じることが困難になるのではないか。できるだけ早期に決定して課題解決に当たるべき。

## ◆調査を終えて

新稲川小学校開校に向け、教育委員会と関係機関が協議を重ね、ひとつひとつ段階を踏みながら準備作業を進めており、これまでの協議の過程と今後の進め方について、今回の所管事務調査で確認することができた。

一方で、令和3年6月28日に発生した千葉県八街市の市道において、下校途中の小学生5人がトラックにはねられて2人が死亡する痛ましい事故が発生しており、議会報告会でも意見や要望が寄せられた通り、安全・安心な通学の確保に関しては、保護者や地域住民からも心配する切実な声が多く寄せられている。

今後、通学路が決定した際には、状況について再度点検や検証を行い、できるだけ早期にできる限りの安全対策を講じるとともに、保護者や地域住民の不安を取り除くことができるように、危険箇所の周知や安全確保に向けた対応策を広く周知するなど、登下校における児童の安全・安心を最優先に取り組んでいただくことを、所管する常任委員会として強く要望していく。

最後に、通学における児童・生徒の安全確保については、市内全ての小中学校における問題であり、行政が一丸となって取り組むべき政策課題であると認識している。常任委員会としても、諸課題に対する調査・協議を進めながら、政策課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく。